平成２５年（フ）第８３４２号
東京都足立区千住桜木２丁目10―14
債務者　齋藤　　操
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４３号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲415　メゾン・アコーレＡ棟203号
債務者　淺野　真司
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４６号
東京都町田市成瀬が丘３丁目25―１―102
債務者　奥　　隆行
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５１号
埼玉県草加市松江３丁目16―18
債務者　梅津　光春
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５２号
千葉県市川市市川２丁目10―11―201
債務者　泉山　弘美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５６号
東京都稲城市若葉台２丁目１－１―804
債務者　萩本　園美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目16―５―305
債務者　武田　賢二
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３６４号
東京都港区台場１丁目３－２―1308
債務者　麻生　文崇（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６号
神奈川県大和市福田８丁目３番地14　めぞん一刻202号
債務者　齋藤　義貴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３号
熊本県天草市河浦町﨑津666番地
債務者　岩下　孝弘
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第８０９５号
東京都江戸川区南葛西４丁目３―10―302
債務者　金澤　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２２号
神奈川県相模原市緑区二本松２丁目37―２
レオパレス　パルＴ・Ｋ―Ｃ―201
債務者　今城美津子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１９９号
東京都新宿区赤城下町32―15―106
債務者　二宮　伸介
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２３号
千葉県市川市稲越町191―304
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５７号
東京都清瀬市松山３丁目20―４―201
債務者　森田　正恵
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部